

～2020年度税制改正⑥～

本Noでは、2020年度税制改正のうち、事業法人に係る改正項目のうち、地方拠点税制の見直しについて記載する。

(ポイント)

- 認定事業者が特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除の適用延長
- 雇用増加に対する税額控除限度額の見直しをおこなった上で、適用期限が2年間延長

1. 地方拠点税制の見直し①

認定事業者が特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限が2年間延長される。

(地方拠点税制見直し)

○拡充型事業(改正なし)
(本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外から地方に移転する場合)

○移転型事業(改正なし)
(本社機能を東京23区から地方(首都圏の一部地域以外の地域)に移転する場合)

特別償却	税額控除
取得価額 × 15%	取得価額 × 4%(※)

特別償却	税額控除
取得価額 × 25%	取得価額 × 7%(※)

※法人税額の20%が限度

- 特定建物等
 - ・ 特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物で取得価額が2,000万円以上(中小企業者は1,000万円以上)のもの
- 特定業務施設
 - ・ 事務所、研究所、研修所など全社的業務や研究開発、人材育成において重要な役割を担う施設をいい、施設の場所や名称で判断するのではなく、行われている業務が本社機能の業務に該当するかどうかで判断される。

なお、上記の適用時期は、

- ・移転・拡充先の都道府県知事の認定:令和4年3月31日まで、かつ
- ・取得・事業供用:認定日の翌日以後2年を経過するまで

とされている。

(裏面に続く)



～2020年度税制改正⑥～

2. 地方拠点税制の見直し②(雇用促進税制)

首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化税制を積極的に活用できるよう、雇用増加に対する税額控除限度額の見直しをおこなった上で、適用期限が2年間延長される。2022年3月31日までに開始する事業年度まで適用される。

1. 適用要件の見直し

「給与等支給額が比較給与等支給額(※1)以上であること」との要件が廃止される。

※1: 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等支給額 × (1 + 雇用者増加割合 × 20%)

2. 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除額の見直し

対象雇用者数から有期雇用又はパートタイムである新規雇用者数を除外した上で、雇用者の増加割合にかかわらず、次の金額の合計額

(1) 30万円(移転型事業にあつては50万円) × 地方事業所基準雇用者数(※1)のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数

※1 地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限

(2) 20万円(移転型事業にあつては40万円) × (地方事業所基準雇用者数(※2) - 新規雇用者総数(地方事業所基準雇用者数を超える部分を除きます))

※2 地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限

3. 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における特別税額控除額の引上げ

(1) 原則

40万円(現行:30万円) × 地方事業所特別基準雇用者数

(2) 特定業務施設が準地方活力向上地域(近畿圏及び中部圏の中心部)内にある場合

30万円(現行:20万円) × 特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数

4. 特定業務施設の整備に関する要件の見直し

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち特定業務施設の整備に関する要件について、既存施設におけるオフィス環境の整備(事務機器の増設等)を特定業務施設の整備とみなすこととされる。

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(株主総会の対応)

今年の株主総会は新型コロナウイルスの影響により、各社開催延期や継続会、バーチャル総会の開催など様々な対応が検討されている。開催延期を決めた会社もあるが、いずれにしても開催する際には社員や株主の健康と安全を最優先に新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止の対策を行うことが求められる。株主等の来場を控えるよう招集通知や自社のサイトで株主に呼び掛けることや、自社会議室など会場の規模の縮小を行うこと、事前登録をした株主を優先的に入場させるなどの方法がある。一部の上場会社で、開催規模を大幅縮小し役員のみで開催と判断した旨を適時開示された事例がある。「株主様及び当社関係者の健康を第一に考えた苦渋の決断である」とのこと。株主へは、事前の議決権行使に資するよう招集通知とは別に業績レビューや株主の関心事項を分かりやすくまとめた小冊子を同封・送付することなどの対応が図られている。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。